

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第三十一号

昭和三十三年五月十三日(月曜日)午後一時四十八分開会

委員の異動

本日委員鈴木万平君、野本吉吉君、西岡ハル君、木下友敬君、藤原道子君及び草葉隆國君辭任につき、その補欠として西田信一君、斎藤昇君、佐野廣君、椿葉夫君、久保等君及び小西英雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 榊原 亨君
高野 一夫君
山本 經勝君
早川 慎一君

委員

勝俣 徳君
小西 英雄君
紅 龍 みつ君
佐野 廣君
斎藤 昇君
西田 信一君
横山 フク君
片岡 文重君
久保 等君
椿 葉夫君
藤田 藤太郎君
山下 義信君
奥 むめお君

衆議院議員

国務大臣

労働大臣 松浦周太郎君

政府委員

厚生政務次官 中垣 國男君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省引揚局長 田邊 繁雄君
労働政務次官 伊能 芳雄君
労働省労働局長 中西 實君

本日の會議に付した案件

○公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(千葉信君外十名発議)

○労働情勢に関する調査の件(公共企業体等の労働紛争に関する件)

○環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。五月十三日付をもって、藤原道子君、木下友敬君、鈴木万平君、野本吉吉君、西岡ハル君が辭任され、その補欠として、椿葉夫君、久保等君、西田信一君、斎藤昇君、佐野廣君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

○理事(高野一夫君) ただいまの議案に対して、まず提案理由の説明を求めます。

○千葉信君 公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

郵政、国有林野、印刷、造幣、アルコール専売の各事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職に属する国家公務員は、国有鉄道等三公社の職員とともに公共企業体等労働関係法の適用を受け、その労働条件につきまして、労使間の団体交渉により決定する建前になっておりますが、公社職員とは異なり、これらの職員は政治的行為をしてはならないことになっております。

五現業職員が他の一般の公務員と異なり、団体交渉によりその労働条件を決定することが認められるに至りまして、たおまな理由は、その業務の性格、職務の実態が他の行政事務と著しく異なり、民間の企業等に近い内容をもっており、民間の企業等と近い内容をもっており、五現業職員は、その身分がたまたま国家公務員であることを理由として、その職務等の実情を無視し、政治的行為を禁止されているのであります。

ちなみに申し上げれば、地方公務員たる地方公営企業職員については政治活動が許されております。

五現業職員の職務の内容は、民間等においても同様に行われているところのものでありますから、これら職員が政治活動を行うことによつて行政的中立性が失われるとは考えられず、また、公社職員との取扱上の権衡の問題

等をあわせ考慮いたしますと、現行の法制はまことに不合理でありまして、これを是正する必要があると思ひます。

以上のような理由によりまして、今回、公共企業体等労働関係法の適用を受ける五現業職員について、政治活動の制限をはずすことが適当であると考へ、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、改正のおもな点について御説明申し上げます。

改正の第一点は、五現業の職員であつて管理監督等の地位にある者以外の者に対して、国家公務員法第二百二条の適用を除外することにいたしましたことであります。国家公務員の政治的行為については、人事院規則に詳細な規定がありますが、本改正により五現業職員についてはこの規則の適用はないこととなります。ただし、職務専念義務に関する同法第一百条及び他の事業または事務の関与制限に関する第四百四条の規定の適用については現行法と変わりありません。

改正の第二点は、公職選挙法における立候補の制限に関する同法第八十九条を改正し、ただいま申しあげた五現業の職員が公職の候補者として立候補できることとしたこととあります。

現行法においても公社の職員及び地方公営企業職員は立候補が制限されておらないのでありますが、これらの職員と同様に取り扱いをしようとしたのであります。

以上、本法案の提案の理由及び法案の要旨について御説明申し上げましたが、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○理事(高野一夫君) お諮りいたします。審査の都合上、本案に対する質疑は、次回後にいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○理事(高野一夫君) 御異議ないものと認めます。

〔理事高野一夫君退席、委員長着席〕

○委員長(千葉信君) 次に、労働情勢に関する調査を議題といたします。

○片岡文重君 私はこの際、先日行われました公労協職員に対する不当処分の問題について、二、三労働大臣にお伺いしたいのです。先日、委員会では、労働大臣は、名古屋における談話の内容は難談的なものであり、その内容についての責任は持てないといふこととありました。その際、発表せられた数字が、この二、三日前に行われました、いわゆる公共企業体関係の労働組合の幹部に対する処分として現われたわけですが、その結果から見ると、多分に政治的な配慮のもとに組合を無力なものにしてやうとする意図のもとになされたのではないと思はれる点が多分に看取されます。一体この処分はどうかといふことを自問としたいと思ひますか、対象として行なつたものなのか、まずそこから一つ労働大臣の見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松浦周太郎君) 答弁の前
にちよつと釈明を申し上げます。去る
八日の当委員会におきまして私の出席
の御要求がありましたらよろしくそのと
きに、岡田さんの予算委員会において
私に対する質問があったのであります
から、それに対し答えておりました。
それで吉田さんが中へ入られて一べん
行つてもいいということになつたけれ
ども、それはまたいかぬということに
なりまして、こつちへ来ることができ
なかつたのです。そのことが、当委員
会の議事の進行に非常に御迷惑をかけ
ました点は、まことに遺憾でございま
す。この機会に一言釈明をいたしてお
きます。

ただいまの御質問に對しましてであ
りますが、三日に名古屋で新聞記者会
見が終つてからの難談がついにあつし
て大きく取り扱われましたことは、私
の不注目の点でありまして、この点ま
ことに遺憾にたえないこととございま
す。ただいま御指摘でございしますが、
そういう政治的な意図があつたのでは
なく、公共企業体の経営者諸君が、大
体その準備が完了したという御報告を
受けましたので、関係閣僚及びわれわ
れが集まりました、その報告を受けた
のであります。数字その他に對しまし
ては、それぞれの事犯の内容と法を照
らし合せまして、企業体がそれぞれ行
なつたものでありまして、われわれの
方からこれだけの数をこらせよなどと
いうことは一言も言つておりません。
○委員長(千葉信君) この際、大臣に
御注意申し上げておきますが、先ほど
大臣が、前回の委員会における不出席
について釈明されました事実は少し内
容と違つております。これは大臣が御

承知ないとなると、ますます問題であつ
て、大臣の部下である労働者の責任ある
地位の方々の人がその事実を十分知つ
てゐるはずでございまして、社会労働委
員会で問題になりました大臣の不出席
の件は、当委員会において労働福祉事
業団法を審議するに当りまして、大臣
の出席を要求し、労働省側から正式に
総務課長が、ただいま閣僚懇談会を開
いて、そこに出席中であるから、その閣
僚懇談会に出席後直ちにこちらの方へ
出席をするからという連絡がありまし
て、当社会労働委員会はそれを了とし
て、法律案の審議に入つて、労働大臣
の審議中における出席を待つたのでご
ざいます。ところが、その法律案の審
議が進みまして、あらためて労働大臣
に連絡をとらせましたところが、労働
大臣は予算委員会に出席してしまつた。
従つて、こちらの方の委員会に來るわ
けにいかないというので、社会労働委
員会の委員諸君が非常にこれを不満と
して、このような労働大臣の態度であ
る限り、労働福祉事業団法案について
は、当分の閣議を停止せざるを得な
いという委員会の決定になつたわけ
でございまして、この点は労働大臣の釈
明が事実と違つておりますから、委員
長から御注意申し上げておきます。

○片岡文重君 政治的意図はない、こ
ういふ御答弁でありましたが、先日の
委員会でも申し上げました通りに、大
臣は名古屋においてあるいは四十人
と云い、あるいは三十一人と云い、十
八人と言ひ、数字をあげて言つており
ます。しかもこれは固まつておらな
い。そういう三案があるということ
で、処分者の数字をあげておるところ
は明らかにその政治的な意図なり、あ

るいは組合に与える影響等の事情を考
慮して、処分を受ける者の行為そのも
のについてではなくて、諸般の情勢に
よる判断で、また、政府のためにする
がための処分を行なつたものであると
言わざるを得ません。特に当局から十
数名程度にとどめたいという要望が政
府に對してあつたはずで、それに対
して、政府はそれでは少いということ
で、結局当局の申し出を退けて政府に
おいて決定をしておる。これはかねが
ね労使の紛争については、介入しない
と言つておつた労働大臣の従来の声明
にも反するし、その処分が、行為に基
くものではなくて、政治的意図に基
いた不当弾圧であるという意図はあまり
にも明らかであると思ふ。もしそうで
ないというならば、この数字の相違に
ついて、どうして生まれてきたのか、
その点を一つ御説明いただきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 委員会の
出席の問題については、今委員長から
いろいろお話がありました。当時閣
僚懇談会等が長引きまして、参議院の
方の予算委員会から非常に強い出席要
求があつたものですから、ついそつち
に出たようなことで、そのような次第
です。一つ御了承を……。

て、その実力闘争の計画にも参画してお
らなかつた者がどうして処分の対象に
なつたのです。そういう者を引くく
めて処分の対象にしておることは、明
らかに政府が行なつた事犯に基いたも
のではなくて、政治的な意図に基いて
なされたことは歴然としてゐるじやあ
りませんか、そういう一事をもつてし
ても、この点はどういふふうにお考え
ですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 今の問題
は、それぞれの企業体の経営者が自発
的にそれぞれの法を調べてやつたこと
でございまして、そういう病氣など
で寝ておつて、全然関係のない者をや
つてゐるなどと考へておりませんが、
もしそういうようなことがあれば、そ
れは事犯を起さない者に罪を附せた
のですから、それは裁判において明ら
かになることじやなからうかと思いま
すが、全然そういうことは存じませ
ん。

○片岡文重君 現に一昨々日でした
か、一昨日でしたか、発表の直後に、広
島等においては、その組合役員等の抗
議によつて当局があつてこの処分の
変更をしてゐる事例もあります。一、
二にとどまらないのです、そういうこ
とは、政府からワクをはめて、これだ
けの処分者を必ず出すようにというき
ついお達しに基いて、当局ではやむを
得ずそれらの者に當てはめていつたか
らそういう問題が起つてきたのです。
従来の経過から見ても、しばしば政府は
当局の申し出についてその数字の変更
を命じ、そして一定のワクを強要し
てゐる。これはいろいろな問題から明
らかなことだと考へます。まあその点
については労働大臣は知らないといふ

のです。その不当な、不当と言ひます
か、休んでおつた者が処分されたこと
を知らぬのでしやうが……。まあその
他の問題についても、今までの労働大
臣の答弁では納得するわけには参りま
せん。参りませんが、この点について
の押し問答をしておつては次の問題に
入れませんから、次に進みます。
まあ一体こういう事態になつたこと
については、政府としても十分にその
責任を痛感すべきである。特にせん
だつての予算委員会等においても、勞
働大臣は、宮澤運輸大臣、大蔵省との
間における意思の疎通を欠いた点につ
いては十分認めておられる。しかし、
それらに對する責任者は一人として処
分を受けておらない、責任者が出てお
らない。そしてそれによつて起つた
問題はことごとくこれを労働組合の責
任に負いかせてゐる、これは権力を
持つてゐるというこの座に立つて、
一方的に力を及ぼすことはできるとい
うことであつて、問題の責任を明確に
しようとしなない労働省の卑怯なやり方
じやないかと私は思ふのです。労働省
としては、この事態を惹起するに至つ
た責任をどういふふうにつぐなわんと
するの、国民に對してどういふふう
にその責任を負わんとするの、か。ま
た、その責任者の処分に対してはいつ
ごろ、どういふ方法で発表されよう
とするの、その点を明確にお示しをい
たいただきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 広義の解
釈において、現政府の手落ちで多数の
国民の迷惑するやうな輸送状況になり
ましたその道徳的な責任は、政府も、
勤労者も同一に負わなくちゃならぬと
思ひますけれども、具体的に法を犯し

て、その法によつて裁かれるというこ
とは、その犯した人が受けるべきもの
であると思ひます。

同時にもう一点、二十三日の、具体
的に申し上げるならば、業績手当を大
蔵省の差しとめによつてやつたら、大
蔵省が責任を負わなければならぬの
じゃないかというふうなお問ひでござ
います。これは私も今日も午前中
その問答をいたしておりました。大蔵
大臣の言及び宮澤運輸大臣の言を総合
いたしまして、政府には責任はないと
私は思つております。

○片岡文重君 政府に責任がないとい
うことは、どういふ点をもつて言われ
るのかわかりませんが、少くとも正常
なる団体交渉において、労使の間で妥
結をした問題を、政府内における手違
いから、それが実施できなかつた、そ
うして不当に労働組合に迷惑をかけて
いる。それで政府に責任がないとは、
一体どういふことなんでしょうか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今日の押
し問答を聞いておりました。直接私が
お答えする方がいゝか、大蔵大臣がす
るのがいゝか、あるいは運輸大臣がす
るのがいゝかわかりませんが、今お問
ひですから申し上げますが、今日の質
問応答を聞いておられますと、そういう
業績手当を受ける場合には、大蔵大臣
の承認を受けなくちゃならない。その
手続及び検討がおくれたということは
認めていふことです。しかし、二十三
日の午後五時までに払ふという言明を
いたしておつて、努力して、努力して
三時四十分とかに払つたのだから、政
府には責任はないと言つておられるの
です。私はその二十三日に払うという
ことの約束が、団体交渉において成立

しているものを、二十四日の朝に払わ
れたらばいいかと思ひますが、そ
の日のうちに払われて、しかも五時ご
ろであれば、まだ在勤しておられると
きでありましょうから(「土曜日だ」
と呼ぶ者あり)それは責任があるとは
思つておりません。

○片岡文重君 二十三日という日にの
みあなたはこだわつておられますが、
十五日以前に団体交渉で妥結したので
す。そうしてその妥結した条件は、早
くしないと二十三日の土曜日の午前中
に支払いができないからということ
で、十五日以前の交渉によつてこれを
妥結しておるのです。従つて、これ
は政府、国鉄当局もこれを十分にその
点を了承してさつそく手続をとるべき
であつた。しかもつておるのです。

それを運輸省なり、大蔵省なりの間
で、詳しく言えば運輸省としては努力
をしておるようです。しかし、結果と
しては、運輸省、大蔵省との間に手違
ひがあつて、円満に妥結をしたその協定
が実現が行なかつたというところは、こ
れは明らかに政府の責任であり、労働
省としては、労使の円満なる労働慣行
の樹立を常に考えておるのだというこ
とを今までもしばしば言明しておられ
たのですから、そういう考え方に真実
がありになるとするならば、やはりこ
の政府のつた手違ひについては、政
府の犯した手違ひについては、労働大
臣としては、公平な立場から十分にそ
の非を追及して、やはりその非を認め
るべきものは認めなければならぬい
ふ、労働大臣はこれを認めさせなければ
ならない。しかるに、一方面的に労働
組合に対してだけはその責任を負わせ
なきゃならない、法を犯す者は処分を

しなければならぬ、しからば政府は
どういふことをしてもいいのかわり
ないことになつてくるでしょう。この手違
ひに對して、一体労働大臣は、あくま
でも政府は責任がないということであ
るならば、もっと私は詳しくこの事実
を申し上げなければならぬが、予算
委員会等においてもしばしば繰り返さ
れておる。公平にこの事実を聞いてお
れば政府に責任なしとは言えないと思
うのです。労働大臣は、この責任をそ
れでもまだ責任がない、政府に手落
ちはないということを言われるのです
か。

○國務大臣(松浦周太郎君) 二十二日
の夜おそくまでかかつて、業績手当の
内容を検討したというのを先ほど大
蔵大臣は言つておりました。それで翌
日九時からかかつてまたそれを續けて
やつた、そして話がなかなかむずかし
そうで早く解決がつかぬような内容の
部分では、おそく午後五時までは片
づけるというのを午前中に宮澤運輸
大臣は通告しておるということです。

でありましたけれども、それはそんなこ
とを言つて延ばされるのじゃないか
というふうな感情も労働者の方にお
持ちになつたと思ふのですけれども、
政府の方としては、とにかく午後五時
までに払ふ、こういうことでその折
衝を續けておつたやうでございませ
ん、その直接の内容を私は取り扱つた
ものではございませぬから、よくわか
りませぬけれども、今日いろいろ伺つ
ておることから言へば、処罰して責任
をとらせるほど、その職責の責任を
とらせるほどの問題ではない、時間がお
くれたことは、これは午前中に払われ
るものが午後まで延ばされたというこ

とは、それはまずいでありましてうけ
れども、それが重大な犯罪行為として
責任をとらせるほどのものではないの
じゃないか、その点は私はこれ以上も
う申し上げることはできないのであり
ますが、私は責任なしと予算委員会
も答へましたから、ここでも申し上げ
ます。

○久保等君 関連して、今の御答弁の
中で、午後の五時まで、しかも在勤中
に出されたのだから云々という御答弁が
あつたのです。しかし、三月の二十三
日は御承知のように土曜日です。しか
も国鉄という大きな企業体、従業員も
四十万をこえる大勢の従業員をかか
ておる企業体として正常な状態にお
いて業績手当を支給するというものであ
るならば、私はおそくともその前日の
二十二日中には、全国のそれぞれの所
管の方に二十三日の業績手当は支給し
てよろしいという指示が参らなければ
ば、これは正常な支給は不可能だと思
うのです。非常に関心をもち、重大視し
ておる一般の従業員からみれば、三月
二十二日中に中央からそういう指示が
くれば、これはもう二十三日に当然支
給せられるであらうという期待が持て
ますが、しかし、前日については終日
何らの指示がなされない。しかも情勢
は、大蔵当局はその業績手当の支給の
問題についていろいろと文句をつけて
おつたという実情であつてみれば、こ
れは私はそれに対して非常に大きな不
満と、それからまた、それに対する不
安を感じるのにはこれは当然だと思つて
います。ましてや、それが支給当日の三
月二十三日といへば土曜日です。土
曜日の状態において朝になつてもまだ
どうもはつきりしない、わからないと

いう情勢になれば、これは私はその日
の十二時までに支給せられるべき業績
手当というものは、支給せられないとい
う判断をして、それに対して何とか
一つ直ちに支給してもらいたいという
行動を起すのはむしろ当然だと思つて
います。しかも結果的に見ても、二十三日の午
後に至つたということになるならば、
これは明らかに勤務時間外に支給され
るという結果になつておる。そうだと
すれば、それによつて組合なり、従業
員なりが、それに対する対抗的な行動
をとるといふようなことは当然だと私
は思ふ。従つて、二十三日の問題に
いては抜き打ち職場大会とかなんと言
う政府は、非常に強硬であるが、これ
は政府そのものがこのことに対して非
常に、結果的に見れば、これは無用の
混乱であつたといふこともかまひな
い、無用の混乱を引き起した本家、本
元、本山といふものは、やはり政府当
局並びに国鉄当局であるといふこと
が、これは客観的にながめればはつき
り言へると私は思ふ。

それで、特に労働大臣がその衝に
當つておらないので、こまかい点につ
いては御承知ないと言われるが、それ
はやはりそういう立場であればあるは
ど、むしろ客観的に冷静な立場で両者
のいろいろなその間における経緯とい
うものを勘案して御判断を下せると思
う。従つて、労働大臣としては、少く
とも二十三日の正午までにやりたい
けれども結果的に支給できなかったとい
ふことは、結局結果にすぎなかつたじや
ないかと言われるかもしれないが——お
前たちのやつたり言つたりしたことは
は結果にすぎなかつたじやないかと言
われるかもしれないが、しかも勤務時

間をこえて五時に至ったということとは事実です。そうだとすれば、そういうことによつて混乱を起したとするならば、政府に少くとも一番多くの責任があるのはこれは自明の理だと思ふ。従つて、それに対する責任について、一体政府はどう考へておるか。また、具体的にどういう責任をとらうとしておるかという質問を今片岡委員からなされておると思うが、やはりそれに対して政府は何らの責任がないというよりは、少くとも言明なり答弁というものは、質問に対する誠意のある答弁とも受け取れない。また、少くとも誠意あるまじめに考へてゐる政府当局の態度ではないと思ふのです。労働大臣はいかに考へておられますか。

○國務大臣(松浦周太郎君) この責任問題については先ほど答へした通りでありますから、先ほどのお答へをもつてあつたと思ひます。

○久保等君 今事実の上に立つての答弁を……

○國務大臣(松浦周太郎君) 今いろいろお話がありますが、それは政府は四時間ばかりおくれたのですから、そのおくれたところの責任があるから、だからやつたのだと、こういうお話ですけれども、それは多数の勤労者ですから、なかなか高度の考へに引き戻すこともできないかもしれないけれども、そのことのもをやつてゐる、もとの指導権を握つてゐる人々は、相当高度の道徳のもとに旗振りをされたらよいと思ふ。ただ単に公共企業体というけれども、独占事業です。その独占事業がとまるといふことになるならば、国民生活に至大な影響を及ぼします。それが時間の一時間や二時間おくれたことによつて、大体争議は二時から始まつておるようです。そのおくれたことによつて、あの国民に重大なる影響を及ぼすことについては、これは指導者の方もお考へになることがいい。ただ政府が悪い、政府が悪いといつて政府を追及すれば、それで責任は、おのの立場がよくなるというだけでは、国の政治はよくなると思ふ。でありますから、この公共企業体、独占事業、この事業なくしては国家の輸送はできない、そのものをわずかの手違ひのことから感情ではあつたであつたといふけれども、全部とめてしまふといふようなことは重大なことだと思ふ、そこに問題がある。だから私は今度の報復ストにおきまして、このほかのことならばいいけれども、国民生活に非常に影響を及ぼす、この社会福祉を擁護すべき立場にある各指導者がやはりその点をほんとうに考へなければいけないと思ふ。それが私どもの念願するところでございますから、まあ政府も間違つた点がありましようけれども、よくしようと思つてやつてゐることなんでありますから、一つよく御協力下すつて、そういう点があつたならば、皆さんの方から政府も努力してゐるからちよつと待てといふことになる方がほんとうじゃないかと思ふのです。どうかさういふ意味において御協力願ひたいと思ひます。

○久保等君 御答弁になつておらないと思ふのです。で、顧みて他を言ふという言葉がありますが、もう全く今の労働大臣の答弁は、少くとも責任を政府は労働組合に対してとらしてゐるのです。これは明らかに処分という形で……それならばそれで、政府は政府

で一体責任をどうとらうとしておるのかという質問なんです。しかも二時ごろに指令を出したとか何だとか言つておられるが、少くともその状況のもとにおいてはやはり支給されておらないといふことも事実なんです。そうだとすれば、私は先ほど申し上げたように、一対一でもつてただ給料袋を一人々々に手渡せばいいという問題じゃないのです。少くとも四十万全各地に散在する組合員に、土曜日の日の正午になつても出ないといふことになれば、きより必ず出ますという一体確信がどこから出てきますか。少くとも私はその当時非常に大きな不安を持つてゐることは当然だと思ふのです。少くともその当時の情勢からいって、しかも結果から見れば、勤務時間内に出なかつたといふことも事実なんです。しかも労働大臣は非常に公共企業体の重要性といふことを強調してゐるのですが、そんなことは強調しなくても当りません。だから重要であらばあるほど、私はそういう混乱の起きない措置を政府としてもとらなければならぬ責任があるのじゃないか。少くともそれについて混乱を起した責任は政府にある。そういう重要な事業であればあるほど、労働大臣が声を大にして言わなければならぬほど重要な事業であればあるほど、従業員が不安な気持をもつて事業に携わることのないように、また、約束をしたならば約束をしたようにすつきりした形で出すべきですよ。それが約束した勤務時間内に出ないといふことになれば、それについて非常に不安を持つのは当然じゃないですか。しかも政府は労働組合に対する一方的な責任の追及

は行なつてゐるが、みずからは何も責任がないと言つてゐる。私は少くともそういう国鉄当局の直接の責任者でないと言ふ労働大臣は、よけい客観的な立場で国鉄当局にあるいは運輸当局に対して、労働行政の観点から私は厳正なる立場で指示を与えるべきだし、また、責任問題についても、今度のこの問題については私は特に政府全体が負うべき責任が具体的にあるのじゃないかといふことを申し上げてゐるのです。何も企業体の重要性だとか何だとかいふ問題、そんなことでもつて私の質問に対する答弁になつておるとは私は思ひないのです。少くとも政府は政府としての責任があるのじゃないか。従つて、政府はどういう責任をとらうとしておるか。また、責任をとつたと言ふならば、どういふ点で具体的にとつたかという質問を申し上げておるのです。だからそれに対する御答弁を願ひなければ、これはもう何かのれんに腕押しみたいな、答弁になつてゐないと思ふのです。大臣どうですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 支払い時間のおくれたことについて、同日中のしかも五時に払つておりますから、私は支払い云々の問題については責任はないと思つております。

○片岡文重君 労働大臣は少し誠意をもつて聞いて下さい。私は政府ばかりが責任を負うべきものじゃない、労働者もともに責任をもつて労使のよき慣行を樹立しなければいかぬじゃないか、この点については、これは同感です。しかも労働組合は、特に今日の労働組合は決して皆さんがお考へになるように破壊的なことを考へてゐるわけじゃないのです。いつもまじめに建設

的な方法でその労働者の権利と生活を守らうとしておるのです。従つて、政府もやはり労働組合の今日考へておる考へ方を善意と友情をもつて見ていかなければいかぬのです。特に労働者の責任は、その労使の間立つて双方のよき理解者であり、援助者となつて橋渡しをしてやるのが私は仕事だと思ふ。そこで私は申し上げたいのです。が、二十三日の給料というものは土曜日のです。従つて、十時に支払いを開始して少くとも十二時までは終らなければならぬのです。それがどうも五時になつたり、七時になつたのでは、これは二十三日に支払つたといふことは言えないのです。実質的には、特に三月二十三日といふのは、皆さんは労働者の家庭経済といふのを御存じないでしようけれども、一年の間で子を持つ親たちが最も期待する勤定日なんです。この日にもらう給料や業績手当を当てにして、四月に入る子供のランドセルを買ひ、進学するところの子供の参考書を買ひ、レイン・コートをかう金になるのです。この金を土曜日の午前中に支給を受けて、午後から子供らが待つてゐるところに歸らなければならぬ。歸りには買つて歸らなければならぬ。それを三時から五時にもらつたからといつて、もらつたらちに

それからも一つは、三時間や五時間おくれたも、二十三日に払うと言つてゐるのだからいふことで信用すべきだと言ひますけれども、政府がこれまでに労働者が信頼するに足るような言明を守つたためしはないじゃないですか。公労法に示されてゐるところの仲裁裁定も完全な実施をしておらない

がつかぬので、翌朝九時からまたやつたのです。九時から午前中かかって話がつかぬのですから、十二時ごろですか、あるいは午前中であつたかわかりませんが、五時まで待つてくれ、五時までには必ず払うということの通告をしたと宮澤君が言っておりますから、それで三時半に払つた、こういうのでありますから、私はそういう時間的の問題については責任はない、かように思っております。

○藤田藤太郎君　私は先ほどから労働大臣の答弁を聞いていますと、労働省の所管業務というものはどういふものか、ということを私は疑いたくなる。仲裁委員会、公共企業体仲裁委員会、調停委員会も労働省の所管である、労働者の保護や労働者に対するサービス、あらゆる労働関係の実態というものを労働省はよく把握して、その立場から労働行政というものは行われるべきだと私は思う。今きわめて深刻な爭議状態を生み出すような重大な問題があるのに、労働省は知らななだというように、調査もしていないような、実態をつかんでいないというような答弁のあり方じゃ、われわれはこれは聞いても納得できませんよ。だからもう少しだ、労働行政の立場から明らかにその点は答弁してもらいたい。

○國務大臣(松浦周太郎君)　今、今まで申し上げている以上のことは私は存じません。もう時間的問題のやりとりなんです。それから、時間的問題については、先ほど来、二十二日から徹宵してやつて、九時から始まって昼前に話がつかなかつた。だから五時まで待つてくれと言つたんだ、それを三時半に払つ

点は十時から十二時までということに認められない、あなたがイエスと言わないでも、この三時半から五時までに延びたということは言っておられるのです。努力をしたかしないかは——もちろん努力はされたでしょう。努力はされたでしょうが、その努力をされ、二十二日から二十三日に延びたということは一あまり時間ばかり気にしない下さいね。二十二日から二十三日にかけて努力をした、いいですか、努力はしたでしょうけれども、とにかく延びた。その努力をしたとしても延びた。この延びた理由としては、運輸省と大蔵省との間の円満な取引ができなかった。そういう事情はしかしこれはあくまでも政府内部の事情であって、約束をした一方側の事情であって、その一方側の事情をもって約束の相手方にその責任を転嫁するということはできないでしょう。やはりその約束を円満に履行し得なかった、その責任だけは負わなければならぬでしょう。

○國務大臣(松浦周太郎君) だから、その時間のおくれたことは全額じやなくて、一部なんです。それは一つ御了承を願いたいと言っているんですよ。それからまあ先ほどからそう申し上げようと思つたのですけれども、かえって皆さんがいろいろ議論が長くなるといふかと思つて言わないのですけれども、かりに政府が一日おくれたと、そのためにあつたことが起つたというにしても、この法を犯したものはやはり法を犯したことなんです。それによつて罰金はされるかもしれない、裁くときに、けれども、どういふ原因があつても法を犯した者は法を犯した者なんです。それはやはりそれぞれ公共企業体が法に照らして処断をしたものであらうと思つてありますから、そのことは政府の責任があるからといって、一方のものは軽くならないというところは前提に申し上げておきます。

○片岡文重君 労働大臣、私の質問に一つお答えして下さい。その労働組合を処分をしたことはどうかということをお尋ねしているのじゃないか。今私が聞いているのは、よろしいですか、労使の間で円満に交渉が妥協をした、そうして約束をした、その約束を守り得なかった。あなたは守つたと言われたのだけれども、少くとも慣習による——よろしいですか、土曜日という日における午前中の支払いが約束の対象となつてゐるにいかかわらず、内容となつてゐるにいかかわらず、その約束を実行することができなかった。そのできなかった理由というものは、労使との間の紛争によつてできなかったのではなくして、約束をした使用者側並びにその監督者である政府内部の事情によつてこれが実行できなかったのです。従つて、この実行できなかった方にも一部の責任があるのではないか、それをお尋ねしてゐるのです。もちろん政府が責任を負つたからといって、あなたの言を借りてそのままに言うならば、法を犯した者は軽くならないということをおつしやるけれども、そういうことを今私聞いているのじゃないのです。かりに重くならうが軽くならうかは別問題として、やはりそういう事態に陥れた、あるいは差起せしめた一つの動機となつてゐるところの支払い延期、この問題は政府内部の事情によつて

起つたのですから、そういう事態に立ち至つた政府としては何らかの責任があるのではないか、それをお考えになりませんかということをお尋ねしてゐるのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほど申し上げましたように、国鉄と労働団体との話し合いは、二十三日に支払うように手続をするという文面になつてゐるのです。支払うように手続をするという文面になつてゐるのです。でありますから、二十三日に払えるように大蔵省との間にずつと事前からやつておつたらしいのですが、二十二日は十一時まででかつた。翌日また九時からやつて、それでも話し合いが十分つかぬもので、十二時ころに、五時まで待つてくれという通告をして、三時半に払つておるのでありますから、私は政府の方に責任はない。これはもう予算委員会でもそう答えておりますから、政府の方には責任はないという前提に立つております。

○久保保君 一つ最初にお聞きしたいことは、やはり今回の処分問題に関連してですが、何か昨日赤羽の駅でもつて信号手六名が、国鉄当局でもつて、その信号手は全然非番である人らしいのですが、この六名を午前十一時から午後八時半ころまで、飯も食わさないでもつて、あたかも刑事犯の容疑者であるかのような取調べを行つたといふような事実があるらしい。私は、少くとも、こういう扱ひ方は、政府が何か非常に、すべて先ほど来客弁せられておるような、事を特に何か荒立てて、しかも、労働行政という問題は、私はこれは少くともよくお考えをいたさなければならぬ問題だと思ひ

ます。警察当局なら、もうこれも多少立場上の問題もあるかも知れませんが、労働大臣が、私はこういう問題については、特に御留意願ひしたいと思ひのだけれども、昨日事例は、今申し上げたように、六名の、しかも何らの業務命令によらずして、勝手にある一室に軟禁状態にして置いて、取り調べたという事実があるらしい。私は、このこと自体が一つの具体的な事例でありますが、非常に重要な問題だと思ひます。少くとも、こういう方針を、何か労働省そのものが指示されたのかどうか、これを一つお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎君) そういうようなことは私は現在まだ聞いておらないのですから、十分に調べて、こちらの方から発表したり、そういう誤まつたことのないようにしたいと思つております。

○久保保君 私は今度の処分の問題を見ても、先ほど来のまた御答弁をお聞きしても、やはりもう少し労働行政といふものには弾力性のある、しかもまた、単に法に触れたからといって、一片の、それだけの事由をもつて、簡単に事を片づけることが、果して一体国民に対する迷惑をより減少していく方向に進むかどうかといふことも、一つのこれは生きた人間の社会ですから、これは労働大臣あたりのところで、十分に一つお考えを願ひなければならぬ問題だと思ひます。従ひまして、この問題についても、労働行政を担当する部門としては、特に私はその点の御配慮を願つて、でき得る限り、少くとも、それこそ混乱を事前に防止するといふ方向で、事態の收拾に當つてもらいた

い、このことを申し上げまして、時間があるかないようですから、簡単に仲裁裁定問題についてお伺ひをしたいと思ひます。

すでに御承知のように、参議院における予算委員会も、ほぼ審議を終了するといふようなところまでできておるのですが、この当委員会に先月の四月の二十日の日に政府の仲裁裁定の議決案件が出て参つて、それぞれ実は提案理由の説明があつた。これは四月の二十日以来、この問題について労働省そのものは一体どう考へてゐるのか。特に公労法の十六条第二項に基く議決案件は、提案理由の説明にも書かれてありますように、国会としての御意思の表明を願ひたい、慎重に御審議を願つて、できるだけ早い機会に御意思の表明を願ひたいという提案理由の説明があつた。ところが、今日に至るも、仲裁裁定の議決を求める案件は、衆議院の社労委員会にかつたまま参議院に回付されてこない。通常、法律案等の場合には、その審議可決のため、政府は積極的に当該委員会に懇請し、要請するのが通常である。にもかかわらず、今日に至るまで、この議決案件に対して、労働大臣は一体どういふ努力をせられたか。申すまでもなく、今度国会に出されております予算と仲裁裁定の議決案件とは、これは衆議院における御答弁をお伺ひいたしました。表裏一体をなす非常に重大な関係のある案件だといふ御説明があつた。ところが、議決案件については、一体労働大臣として私は端的に御質問をいたしますが、これについての審議の促進をはかられたかどうか、議決案件について一体参議院に回されることについ

て、早く回付してきて、参議院でも審議できるような形に労働大臣として努力をせられたかどうか、この点を一つまず最初にお伺いしたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) こちらの方には、衆議院に提案しますと同時に、翌日だったと思いますが、日にちははつきりわかりませんが、日に出しまして、御審議を願っておるわけでございます。

○久保等君 私のお尋ねしているのは、それは私が今申し上げたことなんです。提案趣旨はお聞きしました。しかし、少くとも普通法案が出された場合には、会期その他の関係等も考慮しながら、普通法案を出された場合には、労働大臣初め事務局においても、その議事の進行なり、あるいはまた衆議院から参議院への回付の問題について、いろいろと努力をせられて、審議の進捗をはかられるのが普通なんです。ところが、この案件については、一体そういう努力をせられたかどうかということをお尋ねしておる。

○国務大臣(松浦周太郎君) 衆議院におきましては、議決案件の審議は相当長時間行いました。参議院の方の呼び出しがなかったものですから、出席がなかったと思います。

○山本経勝君 今の久保委員が質問しているのは、先ほど大臣が言われた、つまり国民大衆の生活に重大な影響を及ぼす紛争があるのだ、紛争になつては困る、その他三公社五現業等における要求が解決つかぬために、そういう状態であるからというお話であつて、その通りだと思ふ。ところで、その問題は、国鉄従業員の四十万は国民

民の足を預かつておるのですから、ところが、国民の足を預かつている四十万の国鉄の従業員の皆さんが給与の要求をして紛争が起つてゐるのであるから、国民に迷惑をかけないというこのために必要な政府の措置としては、まず問題は、その紛争そのものの解決にあるのか、今度の事態を見ますというと、処分が目的なのか、国鉄の組合の幹部の、実に一千名になんとなつて多数の従業員、あるいは組合幹部の処分を目的とされているのか、あるいは国民の足を預かるために必要な根本問題の解決を求められているのか、それに対してどう大臣が努力をなすつたのか、こういうことに尽きていると思ふのです。仲裁裁定の問題はお話に触れて参りましたが、問題は仲裁裁定が現在衆議院の社会労働委員会において審議中であるという名でとまつてゐる。ところが、たった一時間半ばかりの審査が行われただけであつて、実は審査はせずにたな上げになつてゐる。その理由が、予算が通過すればこの承認案件をあらためて審議する必要があるという解釈の上に立つておられると聞いておる。そうしますと、根本問題のいわれる四十万の国鉄の従業員、すなわち国民の足を預かった皆さんの切実な要求と、その要求に基づく紛争の原因とは、その基本問題にあると思ふ。ところが、そのことは今仲裁裁定に集約されておる。その集約された仲裁裁定が解釈上の問題はともあれ、そういう形で引き延ばすことによつて根本問題が解決つかない。そうすると、今日の結果は、もう一度申し上げますと、問題の解決をするという誠意ではなくて、国鉄の幹部の首切り

を、あるいは停職処分にし、あるいは全通、全電通、全車売等の多数の組合の幹部の皆さんを、いわゆる弾圧によつて押さへつける目的のごとく、どうも見えてならない、その間の関連を大臣からはつきり解明されないと、今の久保さんの質問の要旨には触れてこないと思ふ。

○国務大臣(松浦周太郎君) 山本委員の御説明よくわかりました。今度の紛争に對しまして、われわれは当初から仲裁裁定は誠意をもつて尊重する。しかし、法を犯したものに對しては身をもつてその償いをしてもらいたいというところは、政府は当初からこれを考へて参りました。しかし、その実行に當つては、政府の方針はそうでありましたが、これを一々実施するのは、それぞれの企業体が行うのであります。ところが、その仲裁裁定が出ましたものでありますから、仲裁裁定が出ましたから、公務法によつて十日間にもし移用、流用、すなわち予算上、資金上行われるというものは、国会に提案する必要があると思ふ。補正予算が必要であるというふうな場合には、議決案を提案しなさいやらない。ところが、広範にわたる三公社五現業、そのうちの三公社一現業は、これはどうしても予算上、資金上、国会の承認を得なければならぬ。補正予算を出さなさいやらないという結論になる。あとのものは移用、流用でできることになるのでございませうから、それは撤回の決議をいたしませんけれども、通告によつて、つまり従来の慣習によつて通告によつて、これは自然に案件からはずされたのであります。その後、これによつて

補正予算が提案せられて、この補正予算が通過するということは、ただいま御指摘のありました紛争解決の給与に對する面は、一応これで解消したことになるのでございませうから、わが政府、いわゆる岸内閣の考え方としては、この議決案は、予算が通過するならば自然消滅という建前の上になつております。これに對する詳細な法理論に對しましては、一つ法制局長官をお呼びになつてお聞きいただきたいと思ふ。

○山本経勝君 もつてのほかです。そのことを私は実は伺つてゐるんじゃないんです。あなたは労働担当の政府の責任者として、日本の千数百万に上る多数の労働行政を担当なさつておる。そうして、今度の問題では、公共企業体等労働関係法による所管者として、問題の処理に當られてゐるものと思ふ。そうしますと、私の申し上げておるのは、四十万人の国鉄の従業員は、九千万の国民の足を担当した重要な業務に携わつてゐる。そこで、それらの人々が、一部幹部の問題じゃなくて全体の問題として、給与の改善を要求して、それが紛争になつてゐる。ところで、その紛争の問題点となつてゐるものは、不満ではあるけれども一応仲裁裁定に集約されてゐる。そのことが明確になるといふことが、まず前提であるんです。ところが一方、そのことの未解決の状態の中において、すでに処分は発表され、強行しようとしておられるが、そうすると、問題の根本的な解決ではなくて、いわゆる処分が目的であつたごときに見えるが、一体、処分をするのが目的なのか、紛争の本来の解決を求められておるのか、いずれ

かはつきり、簡単にけつこうです。から、御答弁を願ひたいと思ふ。

○国務大臣(松浦周太郎君) もちろん、御指摘になりましたように、紛争の基礎である給与改善というところに重点を置きまして、これは、仲裁裁定を完全に実施したと確信いたしております。これと同時に、法を犯した者は身をもつてその償いをしてもらいたいという立場をとつておるのであります。

○山本経勝君 今の大臣の御答弁を伺うと、完全実施したと言われ。まあそのことの争ひは、この場合やめておきましよう。先ほど、大臣は、予算が通過すれば、承認案件として提出してある仲裁裁定については審議が必要でなくなり、自然消滅である、こういうことを言われておる。そこで、私は、大臣の責任のある解釈を求めておきたいのは、少くとも、この条文を見ますと、十六条の第二項に明確に書かれてゐる、期間を切つて書かれておる、国会の承認を求めるとは一体何をさすんですか。私はそういうあなたの言われたようなルーズなものではないと思ふんです。衆議院の社会労働委員会に付託をされて、そこで審査をされてゐるが、現在審査中であると言われている。事實は審査しておらぬのです。私はそのことは触れたい。とにかく、審査中であると言われた。といったまじやない、参議院のこの社会労働委員会は、国会の一環をなしておると思ふんですが、そうすると、同時に並行してゐるのです。予算が審議されてゐる過程でも、当然私は審議されるべき案件ではない

かと思ふ。この点は、衆議院の社務委員会の自民党側の理事の皆さんといえども非常に手落ちがある。あるいはまた、法の不備もあるというところをみずから認めておる。ところが、労働大臣の意見を聞いておるといふと、全くそこのことはきわめて重要な点です。国会の承認を求めることは、とりもなおさず、衆議院並びに参議院だと思ふ。私はその点では、あとで法制局長官に來てもらつて聞くなり、何なりいたしますが、ここでは労働大臣の明確な回答を願つておきたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御指摘になりましたように、二院制度の今日でありますから、衆議院、参議院ともに審議しなければ法案は成立しないと思ひます。

○委員長(千葉信君) 案件審議の日程がございまして、本件等につきましても、また、その質疑について理事会等で御相談申し上げることにいたしました。本日調査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案を議題といたします。

なお、この機会に申し上げておきますが、先ほど地方行政委員長本多市郎君がこの部屋に参りまして、正式に地方行政委員会において決議をしたというお話で、その決議文を持ってこられましたので、ここで朗読いたします。

決議

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案は、その内容を見るに、地方行政に關係する事項につき、同業組合の設立単位を都道府県に限定するとともに厚生大臣の権限を知事のみ委任することができるとしてゐるが、さきに地方自治法の改正により、五大市については、知事の権限を大幅に市長に委譲された経緯にかんがみ、これと歩調を合せた取扱いを考へる必要はないか等の点について十分検討を要するものと認める。

右決議する。

以上でございます。

○山下義信君 若干の質問をいたしたいと思ひますが、ちよつと委員長に伺ひますが、本会議との關係はどうなつておりますか。

○委員長(千葉信君) 本会議につきましても、大体予定の時刻は午後三時からというございまして、その後美らちの委員会に入りまして、その後実際の予算委員会における審議の状態、あるいは本会議の開会についての議運の理事会等の模様等についても一切承知してございせんが、ただ午後三時から討論に立ち合うために出席してくれという連絡が労働大臣に参りまして、そこで先ほど審議してございまして調査案件の質疑の状態をいろいろ考慮を加へまして、そして労働大臣の退席を認めるという方法を講じたわけでございます。

○山下義信君 よくわかりました。

○梅繁夫君 ちよつとその前に、聞くところによりますと、本法案の審議に當つて、農林委員会の方から連合審査の申し入れをしておると言われたのか、しよつとしておるといふことであつたのか、何か農林委員会の方からただいま地方行政の方からのようないやういふ申し入れか何かございしますか。

○委員長(千葉信君) それは、農林委員会における各会派の方々の一致した結論として、社会労働委員会と連合審査をしたいといふことがきめられて、私の方にその連絡が参つておりますが、これはこの法律案の審議の過程で、その日程について理事会で後刻検討したいと思ひます。

○奥むねお君 この法案と中小企業団体の法案と非常に内容が似ております。法文も大へん似たところがあるし、また、ある業種によりましては、どちらの方の法律によつて組織をするのかという不明な点も多々あると思ひますが、私にいろいろ重大な大衆生活に重要なこの法案は、ぜひ商工委員と一緒に審議する必要があると思ひますが、そういうことはいかがでございますか。そういうことはいかがでございますか。向うから提議されていないかというところをお聞きします。

○委員長(千葉信君) お答え申し上げます。まだ商工委員会の方からは、何らの連絡もございせん。

○山下義信君 私の質問は数項目にわたるのでありますが、本日時間の範囲内でどの程度質疑をさせていただきますか。わかりませんが、未了の部分は他日の機会にさせていただきますというところを、あらかじめ御了承願ひます。

第一点は、言うまでもなく、環営法と中小企業団体の法の關係でありまして、この關係が明確になりませんと、本案の審議に非常に支障を來たします。支障を來たすというよりは、本案の審議の重要部分は両者の關係であるといつても過言でないと思ひます。そこで全体的な質問、あるいは政治的な質問をいたします前に、法体系の上から、両法案の關係につきまして若干伺ひたい、こゝういふ趣旨でございます。

環営法と中小企業団体の法とは、一体両法案はどういう關係に置かれてあるのかといふ点であります。なお、御答弁いただきましたについては、一つには、何がゆゑに中小企業団体のほかに、本法案を必要とするか、こゝういふ点を簡明率直にまず御答弁を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(龜山孝一君) ごもつともな御質問でありまして、衆議院におきましても、その問題は委員会及び小委員会においてこまごまと論議をせられた点でございます。御案内のように、この環営法は、いわゆる公衆衛生立法である、もちろん経済立法ではありませんけれども、公衆衛生の面、すなわち環境衛生の面に重点を置いたといふ点において差異があると思ひます。

第二点は、この中小企業団体の法は、大企業に対する中小企業の保護育成の法律であります。環営法はその点もありましかつても、それよりむしろサービス業としての方に重点を置いております。

それから第三点について申し上げたいと思ひますのは、私どもの見解では、中小企業団体の特別法としてこ

の環境衛生法を制定していただきたい、かように考へておるのであります。押し詰めたところ、御案内のいわゆる書かれておりますところの業種は、厚生大臣の所管になつております。この点をまづめていくのがいいのではないかと。従ひまして、法案の立て方につきましても、中小企業団体の法に似ておる点がありましかつても、よくごらんになつていただきますと、立て方が違つておるといふ点は、以上のようない理由に基くのでございます。

○山下義信君 両法案が、それぞれ目的の主要部分を異にしているから法律が二つになつてゐるといふことはわかるのであります。しかし、目的が異になつておりましたも、内容が非常に同じ部分と言ひますか、共通部分があるといひますと、目的が異になつてゐるといふための内容の相違点はごく一部分になりまして、そこで両法律案の關係に多くの疑問点が出てくるということになるのであります。目的が異になつておつて、従つて、その法律の内容が異になつておりましたれば、名実相俟いますから問題はないのでござい

ます。目的を異にしておると言ひながら、異にしておる部分はごく一部分であつて、大部分が両法案に同様の部分があり、共通の部分があるといふことであつて、そこでその共通の部分、相違の部分について何かなければならぬことになるのであります。今お言葉の中に、この環境衛生法と中小企業団体の法とは、一般法と特別法、一般法とはおつしやなかつたやうであります。環営法は特別法だとおつしやつた、中小企業団体の法は、環営法に対しては、それでは一般法になるのです

か。一般法と特別法という関係にあるとおっしゃったのは、どういう意味でありますか。この両法案の上で、一般法である、特別法であるというところは、どこをもって中小企業団体の一般法であり、環境法は特別法であるということかと、そこをどうおっしゃるのではありませんか、その点を伺いたいと思います。

○衆議院議員(龜山孝一君) 御案内のように、中小企業団体法もサービス業という字を表明しております。そこでその点につきましては、両法ともお話のように同じ範疇に入ることくみえるのであります。ところが、もう私から申し上げるまでもなく、先ほど申し上げましたように、中小企業団体法は、中小企業というものをその対象としたしております。環境法は、その大部分は中小企業でございすけれども、中にはしからざるものも含んでおりまして、共通点があると申し上げたのは、経済立法であるという点、つまり中小企業育成と同じ趣意において、環境衛生業者の方は保護育成という面において、非常に共通点は持っております。けれども冒頭申し上げましたように、これが環境衛生に對する組合であり、公衆衛生に關し、しかも國民の生命に關するサービス業でありますだけに、その点は近似ではありますけれども、別個に立法いたしましたわけでありまして、私がわかりやすく申し上げたので、厳格な法律の意味から言へば、中小企業団体法は一般法にして、これは特別法、特別と簡単に言い切るわけにいかぬと思ひますけれども、サービス業という文字が中小企業法にありますが、その点との話し合ひは、商工次官と厚

生次官との間に覺悟をかわしてあります。その範圍を明らかにいたしてあります。法の上にかかつておるといふことで、経済立法であるという点の見方をすれば、一般法、特別法のような関係になるのではないかと、かように考えておるのでございす。

○山下義信君 私法律のことは専門ではありませんから詳しくはないのですが、しかし、一般法と特別法との関係があるとおっしゃれば、中小企業団体法に於て規定してある一環が、中小企業団体法であるというならば、中小企業団体法の中に規定してある以外に規定が、言いかえれば、中小企業団体法に規定してない部分が環境法に特別に与えられ、あるいは中小企業団体法によつて保護せられたる、その保護と云ひますか、権限と云ひますか、それ以上のものが環境法に与えられてあつてこそ、一般法と特別法の関係が私は成立するものだろうと思ひます。しかし、一般法といわれる中小企業団体法に規定せられたものより、ただ環境法の方にすぐれた規定があり、あるいはそれ以上に法律が、あるいは権限を与へ、あるいは便宜をはかつてありといつたような、特別の規定がどこにあるのかといふことを伺ひなければなりません。つまり中小企業団体法と環境法を比べてみて、環境法が特別法の關係に置かれてあるとかりに關係を見ることはできません。今御答弁の中には、両省で覚書がある、こゝういふことでありますが、それはあとでまた伺ひますが、そゝういふ覺書があるからといつて、法律の建前は動かすことはできないのであつて、法律の上で両者

の關係が、一般法と特別法の關係に置かれてあるといふことが、法律上明確にならなければその關係は成り立たぬ。そこで、環境法が中小企業団体法と比べてみて、どれだけ特別な規定が置かれてあり、どれだけ、まあ言ひかえれば、言葉使いが悪いが、すぐれておるかといふことを御指示を願ひなければならぬ。

○衆議院議員(龜山孝一君) 全くごもつともな御指摘でございますが、これはもう山下先生もおわかりと思ひます。中小企業団体法はできておるわけではございせん。今審議中でありまして、政府案でございす。また、この法律案は議員提出の法律案でありまして、この前の国会より提案してございまして、そこで調節をいたしまして考へますといふと、お話のように、中小企業団体法と同じ規定が、あるいはすでにできておりますものとしてございす。この法律に引用すればよかつたのです。その点はなかなか立法上むづかしい問題もあつたので、別個に同じ趣旨の規定があることは、これはやむを得ないと思ひます。その点は先ほど申し上げました経済立法、主として租税の減免、融資等の点であります。それからすぐれた点はどこだ、これはどうもなまぬきにすぐれた点は申し上げられませんが、違ひます点は、中小企業団体法の方は、強制加入の点がある程度考へておりますが、この法律、この環境衛生は、その性質上これは強制加入でございせん。同時に、中小企業と違ひまして、これは過度の不当競争をある程度阻止し、そゝうして環境衛生の見地から、これらの業を守らうとするのでありますので、従

いまして、環境衛生適正化規程あるいは環境衛生審議会というよりなものを設け、これに環境衛生審議会におきましては、これを利用される方々の御意向を十分参酌してこれが運用を期するといふ、こゝういふような点が、私がしつて申せば、我田引水かも知れませんが、けれども、この法律の美点だらう、かように思つておるところであります。

○樺繁夫君 関連して……中小企業団体法はまだ成立してない。で、この環境衛生関係の法案は、昨年の通常国会に上程になつて、継続審議されておつて、今国会において衆議院で成立を見たものである。従つて、中小企業団体法が、もうすでにできてゐるのなら、これとちがはぬ点があれば、調整することも修正することもやぶさかではない、こゝういふお話をございまして、この環境衛生法、これをすつと見まして、これを作られた当時から後に、他の法律などによつて直さなければならぬ点が二、三あるように思ひますが、そゝういふ場合、この修正をするに於ては御興議はございせんのです。そゝういふふうにぜひあつてほしいと思ひますが。

○奥村勉君 今、龜山衆議院議員は、中小企業団体法との關係においておつしやいますが、こゝで、日本の國では、二院制度がありまして、参議院がその自由なる意思で私たちがこれを審議するといふことを、あなたは何と思つていらつしやいますか。答弁を伺ひます。

○衆議院議員(龜山孝一君) 私は、今、奥委員のおつしやるような、この修正に對するただ私どもの衆議院の考えを申し上げただけでありまして、それは先ほど申し上げたように、社会党及び自由民主党の小委員会において、このままでのこゝろを申し上げたのをきめたといふことを申し上げたの

であります。同時に、この中小企業団
体法との関係においては、私どもはこ
れを修正する点はないんじゃないだろ
うかという私どもの意見を申し上げた
のです。

○山下義信君 今問題の入口にさしか
かつておるわけですが、中小企業団
体法と環境法との関係で疑義を明らかにし
ていくというこの入口にさしか
かつておるわけですが、結局疑問とする
ところは、端的に申し上げますと、この法
律を見ますと、そこで解釈が非常に大
切なんです、法律を見ますと、営業
者はどつちの法律でも組合の組織がで
きる、言いかえれば、どつちの法律に
よることもできる、こういふふうによ
る法律が見えるんです。そうはできな
いんだというところを、法律上どつちの
法律でもよろしゅうございますから、
環境法の方でもよろしいし、中小企業
団体法の方でもよろしいし、どつちか
の法律の上で、両法によることができ
ないんだ、つまり二重に加入すること
はできないんだという点を、法律上明
確にしておかなければなるまいだろ
うと、こういふふうに、まあ私は意見で
ありませぬけれども、伺つておる。そ
れで二重にその組合組織ができるのか
できないのかというところを、先ほど
何か両省で覚書云々とおっしゃった
が、そういうことでなしに、それも伺
いたが、法律上何か明確になつてお
る点があるか、そういう点を一つ伺つ
ておきます。一般法と特別法とおつ
しやるならば、それが明確になつてい
なければならぬのですが、それが一般
法とおつしやる中小企業団体法の中
にはないのです。こちらの環境法の中
にも特別法だと名乗つてゐるところも

文にないのです。その二重に組合員が
作れないか、作れるかという点を明確
に伺ひましよう。

○衆議院議員(龜山孝一君) 率直に申
上げて、この法案の最も痛むところ
を実は御指摘になりましたのです。そ
の点は、衆議院の小委員会におきまし
てもいろいろ論議されたことござい
まして、ただ当時の事情から申しまし
と、中小企業団体法もまだ審議中であ
りまして、こちらの方がきまりました
ので、その際でもありましたけれども、
いろいろ論議されました。結局私
どもの方が一般法、特別法というよう
な言い方をせざるを得ないのは、実は
その点に一つあるわけなんです。これ
を中小企業団体法の方から環境衛生に
関するものは除くとか、あるいはこ
ちらの方で中小企業団体法の適用を
この条文中で排すると書くか、運轉く
両方並行しておるものですか、ここ
に非常に困難性がある。とりあへず
先ほど申し上げましたように、通産
省と厚生省との間に覚書によりまし
てその問題は解決しよう、これはまあ
この法案の両方の進行状態をごらん
下さいと、ある程度お察し願え、ま
た、やむを得ざるものと御了承願
えと思ひますが……。

○山下義信君 私は法律の解釈を行政
措置で解釈するということではでき
ないと思ひます。法律の解釈はあく
までも法理上正しくなくちゃならぬ。
行政措置をどのようになさつても、
それによつて法律の解釈を曲げるこ
とはできないのであります。しかし、
重要なお取扱ひでありますから、今
お述べになりました両省の間に交換
された覚書を、それでわれわれが納
得で

きるかどうか、一応簡単ならぬこと
で伺ひますが、簡単でないのなら資料
としていただきたい、いかがでし
ょうか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 一応これ
は重要問題でありますから、朗読いた
しまして、しかる後にこれを資料とし
て差し上げたいと思ひます。それは、
覚書

中小企業団体法の施行に關し、厚生
省と通商産業省との間に於いて次の
ように了解する。

記

中小企業団体法(以下「団体法」と
いう。)と環境衛生関係営業の運営の
適正化に關する法律(以下「環境法」
という。)とは、法律の内容である規
制方法に關して経営の安定をはかる
といふことにおいては共通するもので
あるが、団体法の目的とするところが
一般的に中小企業者その他の者に対し
て経営の安定をはかることにあるの
に對し、環境法は、その対象となつて
いる企業者が主として中小企業者
であるといふ一般的な性格のほか、衛生
措置を順守するといふ特殊な性格を有
するものである。従つて法目的も経営
の安定を手段として公衆衛生の増進
及び向上をはかるというところにお
かれています。

従つて、環境法の対象となつてい
る企業者に関する限り、その扱い上、
団体法が一般法であるのに對し、環
境法が特別法といふ考え方で運用す
ることとし、これら企業者を環境法
の対象としてまかせるものとする。

ただし、事業協同組合、信用協同組
合、協同組合連合会、企業組合に對す

る環境法関係の企業者の関係は従前
通りとする。

昭和三十三年四月三日

厚生事務次官
通商産業事務次官

あと比較表がございます。いすれ
れは資料として御提出申し上げます。

○山下義信君 私はただいま申し
ましたように、両法律案の関係を、行政
措置によつてこれを勝手に解釈すること
はできないのであります。法律上両
方の関係は混乱を来さないように、
明確に規定しなければならぬと考
へておりますが、この点は問題をあ
とに保留しておきます。

両法律案の關係についてわれわれが
伺ひたいと思ひますのは、両法律案
の中に示されてゐる、すなわち組合、
それぞれの法律において規定された組
合の権限と言ひますか、機能と言ひ
ますか、そういうものの相違点という
ものを明らかにしておかなければなら
ないと思ひます。それらの相違点とい
うのは、言いかえると、組合の機能
の優劣であります。もし両法律案に
それぞれの機能の優劣があるというこ
とになりますと、私はそこに問題があ
ると思ひます。そこで具体的にだん
だん伺ひますが、私どもの見るところ
では、環境法に規定された同業組合
は、中小企業団体法に規定されてある
組合、商工組合よりは非常に権限が弱
いと思ひます。これはどういふ
わけで弱くされたのでありましょ
うか。すなわち、具体的に言ひますと、
環境法の中には、組合交渉といふの
はありません。俗にいう団体交渉とい
ふものの権限が与えられておりませ
ん。どういふわけで環境法の組合には団体

交渉、すなわち組合交渉という権限を
与えなかつたのであるか、これを一つ
明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(龜山孝一君) 今お言葉
にありました団体交渉の問題も衆議院
では議論になりました。けれども實際
においては、どういふことを一団体交
渉として考えられるか、結局はそれ
者と従業員との關係になるかもしれ
ません。あるいはその中の、中小企業
団体法のごとく大企業に對する団体交
渉といふように問題は考えられます。こ
れに對してはさういふ点はございませ
ん。しかしながら、結局に申しまし
と、中小企業団体法よりもこの法が何
となく弱く見えるというお言葉であ
りますけれども、これはもう山本先生御
存じの通り、これらの業種はそれぞれ
その營業に關する法律が定められて
ありまして、それぞれ厚生大臣の許可
なり、届出監督を受けております。い
わゆる中小企業団体法と趣きを異に
しております。ですから、一面におい
ては、官庁の方のいろいろの問題もあ
りますけれども、むしろ業者の自主的
な基盤、運営によつてこれらの適正を
はかることが最も妥當と思ひます。そ
れにしてはこの組合はいわゆる自主
主、自製の傾向の強いという点にお
いて、お言葉のように弱いという感じ
をお持ちになつたかもしれませんが、
よくに思ひます。

○山下義信君 提案者のしばしばお言
葉の中にあります、衆議院の方でも
十分議論したとおっしゃつてゐるの
であります。衆議院の御議論がどうい
うふうになされたかということにつ
きましては十分つまびらかにいたして
おりませんので、重複いたしてお

たからお許しを願いたい。また、本院は本院として同様の点についても当然触れていかねばならぬのでありまして、その点は御了解願いたいのでありますが、私はこの環営法で規定されてあるこの業種は、言うまでもなく、やはり原料資材を用いまする業種もある。いわゆるメーカーとの関係もあるのです。生産者との関係もあるのです。大資本家、大企業との関係のある業種もあるのです。一向そういう関係はここに規定してあるものには全然ないのだ。つまり企業としてのいわゆる上部企業との関係もない、大企業との関係もない、全然左右上下とも他の企業には一向関係がないのだという御所見はどういうわけでございますか。私は、やっぱりここに規定されてある生産者とも関係のある業種はいろいろ原料関係の企業とも関係のある業種が一つあるように思うのでありますが、一向そういうことは関係がないから、企業としての団体交渉をいろいろメーカーとしたりあるいは卸商としたりあるいは生産者としてやる必要はない、この業種に一向ないことであるというところは、どういふことでしょうか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 今お話しのように、かりにこの環営法であつておりまする業種のうちで、原料と申しますか、親企業と申しますか、そういうものとの関連を考えると、映画でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、中小企業団体の法のごとく純然たる経済立法ではございません。環境衛生の面からでございます。

ので、その点はこれには表わしておりません。ことに、今申し上げたように、映画の配給会社と映画館の問題、あるいは食肉、水産販売業とこれらのメーカーあるいは卸売との関係等につきましては、なかなかむずかしい問題でございます。これはむしろ環境衛生関係から言つて、これによってあるいは世論と申しますか、環境衛生審議会の方で十分これを論議してその方に当る方がより強いんじゃないか。中小企業団体の法の方にはこういうような団体は明確にまだ私はなつておると思いませんから、そういう意味で今申し上げたようなやり方をしたわけでございます。

○山下義信君 本法が経済立法を主としたものでない、こうおっしゃる。これはせんだつての公聴会でもいろいろ批判が出たのでありますが、そういうながら、この法律の中の非常に大きな部分が、経済関係の条文があるんです。しかし、それが主でないのだから、おれの方は環境衛生の方が主であるから、経済関係の条文は十分でないんだというならば、その不十分の点は中小企業団体の法の方によらざるを得なくりますが、いかがですか。

○衆議院議員(龜山孝一君) 私は環境関係を除く他の中小企業のごとく、お話しのように、中小企業団体の法のごとき強き経済立法を必要としない、かように考えておるのでございます。

○山下義信君 その点は所見を異にいたしますので、これは他日に譲ることにいたしますが、中小企業団体の法の第五十五条には、主務大臣が加入命令を出すことになつておるのでありますが、環営法の方にはその加入命令と

いうものが省かれてあるのは、どういふわけですか。

○衆議院議員(龜山孝一君) それは、冒頭に申し上げた組合の性質からであります。環営法の場合は強制加入をいたしております。けれども、いわゆるアウトサイダーがこれらの環境衛生同業組合の適正化規程に反する場合などは、知事の権限としてあるいは五都市長の権限としてこれらの規程に従うことを命令することができるようになっております。これによりまして強制加入と同じような機能を發揮したと、こういう考えでございます。

○山下義信君 それではその点は、アウトサイダーの取扱ひ方をどうするかというところは両法で相違点がありますから、また、そこに参りまして何うかといひたいとして、中小企業団体の法の方では生活協同組合に対する扱ひ方をいろいろに規定されてあるのではありませんか、つまり言い換へるといふと――

いろいろ規定されてあるんじゃない、組合交渉の対象としておりませんし、また、加入命令等のあるいは規制命令等の対象にもしてありませんし、言い換へると、除かれておる。この環営法の方におきましては、生活協同組合はどういうふうな扱い方になつておりますか。私どもの見るところでは、生活協同組合をやはり組合員として掲げておくようにこの環営法の三条はうかがわれるのでありますが、この点はどういふ御立法の意思でありますか、伺いたいと思ひます。二条、三条に關係してですね。

○衆議院議員(龜山孝一君) 今お話し

方法には技術上二つの道はないのであります。その部分についてはこの法律の適用を受けるようになっております。

○山下義信君 ただいまの御答弁は、どういふことですか。技術上のことはこの環営法の適用を受ける、また、営業上のことですか、経営上のことですか、何かそういうことは適用を受けないうと、こういう御趣旨でありますか。もう一度明確にしたいと思ひます。

○衆議院議員(龜山孝一君) その点は、非常に重要な問題でありますので、われわれの考えていることを環境衛生部長から説明をさせますから、お許しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 先ほど来、提案者の龜山先生からる御説明がございましたように、この法律は、団体法とは異なりまして、二つの柱が立つてございます。第一の柱が衛生措置の徹底であるいは営業方法を整然とさせることによつて社会的ないろいろの問題を除いていこうというところが第一の柱でございます。それを達する手段といはしまして経済行為が含まれて参るわけでありまして、従つて、経済行為は第二の柱となるわけでございます。ところが、この経済行為を除きました第一の柱、つまり衛生措置はかかるべきものである、整然とした営業方法はかかるべきものだといふ最小限の基準といふものは、これは当然生活協同組合その他の協同組合の業に適用されてしかるべきものと存じます。ただし、この場合、後の料金等につきましては、これはその本来の趣旨から十分幅をもつて考える必要があるものであります。

す。つまり、市面主義を必ずしもとらせる必要はないのではないかと、これを、まあこれは政令の段階でございますが、考えておる次第でございます。

○山下義信君 あなたの方のおっしゃることに對する賛否は別として、お心持はわかる。お心持はわかるのです。私が伺ひますのは、この環営法の法律の建前を見ますと、法律の表面を見ますと、生活協同組合が含まれるのか含まれないのかということが明確でないんです。それで伺ひましたところが、今のようなお話で、技術の点はこの法でカバーしていくつもりだ、また、営業等についても、また、料金等についても、やはり一連の対策は考える気持だ、こういうふうな、楠本部長の御答弁と龜山議員との御答弁を総合しますと、そういうふうな受け取れるのであります。法律の上でどういふふうなそれを解釈していくのですか。私は法律の字句ではまだ質疑に移つたくないのであります。大筋を伺つて、この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。一、ずつと七号の営業が掲げてある。そうすると、たとえば理容業、美容業といふものを生活協同組合がやりますね。それは、やはり理容業、美容業をやつてゐるからといって、第二条の第一項で「次の各号に掲げる営業」といふことに入るのですか、入らぬのですか、こういう点を一つ明確にしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この営業といふ範圍は他の法律にも関連があることとでございますが、この同じようなこ

とを代価を受けて反復いたしますことは当然営業でございますけれども、従いまして、生協あるいは他の協同組合等におきます従来の行為は、これは営業の範疇に入るものと考えます。ただし、会社、工場その他の福祉施設として考えておるものは、これは営業とは考えられないのであります。

○委員長(千葉信君) この際、お諮りいたします。先ほど椿委員並びに奥委員と提案者たる亀山衆議院議員との質疑応答の中におきまして、他の法律との関係で修正を要する部分の修正について修正に應ずるかという質問があり、修正に應ずる意思はないという答弁がございましたが、もしこれは速記録を調べてこの通りでございましたら、これは参議院の社会労働委員会における権威に関する問題でございまして、また一方応ずる意思はないという提案者の答弁は情趣な答弁ということになりますから、これは速記録を調べて、委員長において適当に善処したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高野一夫君 速記をとめて下さい。

○委員長(千葉信君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記をつけて。

ですから、その点については、委員長はつきりと、速記録を調査した上でということをお願いしたのであります。

○高野一夫君 それじゃなお提案者からその辺の趣旨を明確にしておいてもらいたい。私が聞いたところでは……。

○委員長(千葉信君) 先ほどの質疑応

答で委員長はそう確認しておりますので、これはこのままにできないので、もし速記録を調べて、委員長の確認通りでしたら、そのことは取り消すというのですから、問題はないでしょう。ただいま議長から委員会の開会について、本会議が開かれてから至急委員会を取りやめて出席するようにとの連絡がございましたので、本日はこれをもって散会をいたします。

午後三時五十三分散会

昭和三十三年五月十七日印刷

昭和三十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局